

霞ヶ浦流域及び全国における取組事例

霞ヶ浦河川事務所

1.霞ヶ浦の流域治水協議会のアンケート調査

■ 令和6年度に、流域治水プロジェクトを推進していくために必要な事項に関するアンケート調査を実施した。

番号	自治体名	流域治水プロジェクトを推進するために障害となっていること、又はどのような支援、協力があれば良いと思うか。	回答
1	土浦市	先進事例の情報共有	<p><優良事例集>をご参考いただき、ご検討いただけると幸いです。 https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html</p>
2	稲敷市	市民対象の防災訓練、マイタイムライン講座の講師派遣	<p>市民対象の防災訓練は自治体主体となりますが、マイ・タイムライン講座の講師として国職員を派遣することは可能です。その場合は、霞ヶ浦河川事務所流域治水課までご連絡下さい。</p>
3	かすみがうら市	人材派遣	<p>マイ・タイムライン講座の講師として国職員を派遣することは可能です。その場合は、霞ヶ浦河川事務所流域治水課までご連絡下さい。</p>
4	神栖市	既存施設の維持管理に予算が圧迫されているため、今後、プロジェクトを推進するに当たり、国からの助成制度があると良い。	<p><各省庁の支援事業>をご参考いただき、ご検討いただけると幸いです。 https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html</p>
5	鉾田市	河川下流地域や湖沼付近は地盤が低い地域が多く、地下水位も高い地下浸透が望めない地域では、上流部での降水により、雨水が排水できないため、ポンプで排水している事態が発生し、ポンプの排水量を超える雨水量で内水氾濫が起こる。大型貯留＋運動場などを地盤が低い地域に整備するなど補助率を高めて、推進して頂きたい。	<p>補助率の嵩上げについては、国土交通本省へ申し伝えて参ります。</p>
6	阿見町	<ul style="list-style-type: none"> ・浚渫や調整池の整備に係る補助メニューの創設及び拡充(計画的に利用できるもの) ・流末となる一級河川が増水し、町内の排水がはげきれないことが町内冠水の原因となっているが、県予算や時間を要することが支障となっている。 ・田んぼダム等民地協力が必要な事業について、成功事例となるまでの過程(どのような方法で地元の理解を得ることができたかなど)の情報提供などが欲しい。 	<p>・準用河川における河道掘削(浚渫事業)については、 個別補助: 事業間連携河川事業 交付金 : 防災・安全交付金(総合流域防災事業(準用河川改修事業)) 地方債 : 緊急浚渫推進事業 流域対策として実施される調整池については、 交付金 : 防災・安全交付金(流域貯留浸透事業) などの補助メニューが既にございますが、この他にも要件により活用できる制度がございますので支援事業集・優良事例集もご参考いただき、ご検討いただけると幸いです。 <支援事業集> https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html <優良事例集> https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html なお、維持掘削(浚渫事業)など維持管理に関する補助制度は現状ございません。 何卒、ご理解頂きたくお願いいたします。 ・田んぼダム等民地協力が必要な事業の成功事例について情報収集し、今後、霞ヶ浦流域治水協議会等で情報提供させていただきます。</p>
7	桜川市	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な支援 ・整備重点箇所の抽出・提案 	<p>・<各省庁の支援事業>をご参考いただき、ご検討いただけると幸いです。 https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html ・霞ヶ浦流域において、内水により浸水被害が発生した箇所から重点に(アンケート結果を参考に)、資料-2『農業用ため池 等の事前放流』の取組を展開できればと考えています。</p>
8	筑西市	田んぼダムの取組を推進するため、土地改良区や水利組合に交付する補助金や助成金等の支援を拡充すること。	<p><各省庁の支援事業>をご参考いただき、ご検討いただけると幸いです。 https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html</p>

※令和6年度時点で回答があった自治体のみを掲載

2. アンケート結果(共通する課題の抽出)

アンケート結果を踏まえた関係市町に共通する課題及び要望

- 関係自治体へのアンケート結果を踏まえ、関係自治体が流域治水プロジェクトを推進していく上での共通する課題を抽出した。

①財政・予算面の課題(補助金等の不足)

- 既存施設の維持管理による予算圧迫と、国からの助成制度をはじめとする財政的支援の必要性。
- 浚渫(しゅんせつ)や調整池の整備に向けた、計画的に利用可能な補助メニューの創設および拡充。
- 田んぼダム推進に向けた、土地改良区や水利組合等へ交付する補助金・助成金の支援拡充。
- 低地盤で内水氾濫が起こりやすい地域における、大型貯留施設(運動場など)整備に対する補助率の引き上げ。

②民間協力・合意形成に関するノウハウ・情報不足

- 田んぼダムなど民地の協力が必要な事業において、地元の理解を得るためのプロセスや成功事例の情報提供。
- 先進他事例に関する情報共有の不足。

③防災啓発および専門人材の不足

- プロジェクト推進等に向けた人材派遣の要望。
- 市民対象の防災訓練や「マイ・タイムライン講座」を実施するための講師派遣の要望。

④地理的要因と排水対策の課題

- 低地および高地下水位による雨水浸透の困難さと、ポンプ排水量超過に伴う内水氾濫の発生。
- 流末(一級河川)の増水に伴う冠水被害と、県主体の対策に時間を要する現状。
- 効率的な対策推進に向けた整備重点箇所抽出および提案の必要性。

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧

抽出した共通課題との対応	タイトル	具体的な取組内容	自治体等	実施年	頁数
① 財政・予算面の課題	防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	防災行政無線のデジタル化にあたり、防衛省の「民生安定助成事業」や「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用。	銚田市など	R3	5
② 民間協力・合意形成に関するノウハウ・情報不足	より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	有志の防災士による「神栖市防災士協議会」を設立し、自主防災組織に対する結成・促進や訓練を通じて地域防災力の向上を図る。	神栖市	R3	7
	小貝川堤防決壊40年シンポジウム～龍ヶ崎市市民防災フェア2021～	水害経験者による現地説明や、当時を知らない高校生とともに防災を考えるシンポジウムを開催し、災害経験の伝承と危機意識の高揚を図る。	龍ヶ崎市	R3	8
	地域住民を対象とした防災教育の実施 / まるごとまちごとハザードマップの整備	消防庁の「自主防災組織等のリーダー育成支援事業」を活用し、市内在住の防災士が各地域に出向いてワークショップを行うことで、地域との協働による「防災」からの「まちづくり」を展開。	銚田市	R4	9
	「マイ・タイムライン」作成講習の実施/水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	消防団や地域住民だけでなく、地元の行政区長が参加し、霞ヶ浦沿岸の増水時の対応確認および危険箇所の点検を共同で実施している。	小美玉市	R7	10
③ 防災啓発および専門人材の不足	地域住民を対象とした防災教育の実施 / まるごとまちごとハザードマップの整備	茨城県防災講座を活用し、ペッパーくんが講師となり、小学校で「マイ・タイムライン講習会」を実施。	銚田市	R4	9
	・避難所開設訓練及び災害時対応による研修の実施	各地区区長や民生委員を対象に、茨城県危機管理課から職員を派遣してもらい、マイ・タイムライン作成方法の講話を実施。	行方市	R5	12
	・自治体の防災対応力向上に係る支援	市町村防災担当者向けに気象台などと共催で、「災害対応講習会」や「気象防災ワークショップ」を実施し、防災対応力の向上を図る。	水戸気象台	R7	13
④ 地理的要因と排水対策の課題	・地域住民の適切な避難行動を支援するための取組み / 他機関等との連携を強化するための取組み	災害時に他機関(大子町)が所有する災害復旧用排水ポンプ車の応援について、書面の取り交わしにより支援体制を明確化。	銚田市	R5	15
	・内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備(移動式排水ポンプ車の整備及び防災アプリの導入)	頻発する台風や大雨による浸水被害への対応を強化するため、「移動式排水ポンプ車」を導入し、出水期に備えて自主防災組織や消防団等と合同で操作講習会を実施。	かすみがうら市	R6	16
	・防災行政無線テレホンサービスの周知、水防資機材の購入・訓練実施等	中小河川の越水による住宅浸水リスクを防ぐため、大型水のう(タイガーダム)や止水板を配備し、消防署や消防団と連携した設置訓練を実施。	龍ヶ崎市	R6	17
	農業用ため池、ゴルフ場池からの事前放流	農業用ため池等の流域の貯留施設で、大雨が降ることが予想される場合に事前に霞ヶ浦へ排水することによって、貯留施設の水位を下げて流出を抑制させるための容量を確保し、市街地などの浸水被害の軽減に寄与。	潮来市等	R6～	18

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(① 財政・予算に関する事例)

① 財政・予算に関する事例

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(① 財政・予算に関する事例)

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

銚田市

②防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布

【令和3年度に実施した内容】

○防災行政無線のデジタル化（平成29年度～令和3年度）
災害発生時に地域住民に迅速且つ適切な災害情報の提供を行い、地域住民の生命と財産の保護を図ることを目的に老朽化した既存のアナログ方式の防災無線を更新し、デジタル方式に移行する。

〔令和2～3年度〕屋外拡声子局 107局（銚田地区）

※防衛省の民生安定助成事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用

○戸別受信機の貸与（令和3年度～令和4年度）

既設の戸別受信機・防災ラジオ（両アナログ式）を貸与している世帯(約11,000世帯)へ、デジタル式戸別受信機の交換を行う。

機器が正確に動作するよう、電波受信の確認、受信できない場合の外部アンテナ設置の調査、管理台帳の作成、旧戸別受信機等の回収・処分の業務を委託する。

【令和4年度に向けての取組み】

防災行政無線と戸別受信機を活用しての情報伝達訓練、小学生を対象とするマイ・タイムライン講習会（講師：霞ヶ浦河川事務所職員、令和3年度中止）を開催し、災害時における市民の適切な避難行動の支援及び防災意識の高揚を図る。

防災行政無線（デジタル化）



戸別受信機



②民間協力・合意形成に関する事例

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(②民間協力・合意形成に関する事例)

より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 神栖市

【令和3年度に実施した取り組み内容】

①「神栖市防災士協議会」の設立

- ・ 市民への防災知識の普及や、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を有する市内在住の有志により「神栖市防災士協議会」が設立された。
- ・ 本協議会は、防災士のスキルアップや、防災士同士の情報を共有して行く事で、防災技術や知識を高め、更なる地域の防災力向上、及び自主防災組織に対する結成・促進を目的としている。
- ・ 令和3年度は、初期消火訓練・応急手当訓練や県政出前講座を実施した。

②土のう及び資機材運搬業務効率化の為に『小型移動式クレーン』『玉掛け』の技能講習を修了

- ・ 市内10箇所に設置している土のうステーションへの土のう補充作業や資機材運搬作業の効率化の為に『小型移動式クレーン運転技能講習』及び『玉掛け技能講習』を職員が修了した。

実施した内容 (状況写真・資料)

防災士協議会活動風景



※応急手当訓練



※県政出前講座

作業風景



※土のう補充作業

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(②民間協力・合意形成に関する事例)

防災教育や防災知識の普及 龍ヶ崎市

【令和3年度に実施した内容】
・ 高校生に対して40年前の小貝川堤防決壊を振り返るワークショップを実施
・ 小貝川堤防決壊40年シンポジウム～龍ヶ崎市市民防災フェア2021～を開催

実施した内容 (状況写真・資料)

高校生への水害ワークショップ

令和4年2月6日開催の「小貝川堤防決壊40年シンポジウム」の事前学習として、市内4高校の生徒9人に対し実地ワークショップを実施。

被災地跡周辺の見学や水害経験者の話を聞き、過去の水害について学習。

参加した高校生は、ブレインストーミングをして、避難行動のあり方等をシンポジウムでパネリストとして発表した。

実施日：令和4年1月15日
場所：小貝川高須橋周辺・北文間コミセン等
共催：流通経済大学
後援：利根川下流河川事務所・下館河川事務所



水害経験者による現地説明



水害経験者へのインタビュー

小貝川堤防決壊40年シンポジウム～龍ヶ崎市市民防災フェア2021～

「災害経験の伝承」をテーマに、当時を知らない高校生とともに防災を考えるシンポジウムを開催。

気象防災に詳しいアナウンサーによる基調講演や、高校生を交えてのパネルディスカッションを通して、当時の災害を振り返り、災害に対する危機意識を高めることを目的に実施した。

実施日：令和4年2月6日
場所：大昭ホール龍ヶ崎
共催：流通経済大学
後援：利根川下流河川事務所・下館河川事務所



高校生パネリストによる水害対策に関する発表



パネリストによるディスカッション

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(②民間協力・合意形成に関する事例)

防災教育や防災知識の普及

銚田市

地域住民を対象とした防災教育の実施 / まるごとまちごとハザードマップの整備

【令和4年度に実施した内容】

協議会全体の5年間で達成すべき目標である「逃げ遅れゼロ」に向けたソフト対策の取組みを重点的に実施する。

1. 地域住民を対象とした防災教育の実施

(1)小学生を対象とした防災教育(令和4年10月17日 計2回)

災害から自らの命を守るための避難行動のとれる人材になれるよう、茨城県防災講座を活用し、ペッパーくんが講師となり、大洋小学校6年生を対象に「マイ・タイムライン講習会」を実施した。

(2)洪水浸水想定区域内の行政区長を対象とした防災教育(令和4年8月4・5日 計3回)

各行政区で組織化された自主防災組織は、一部で設立から10年以上は経過しているものの、活動が初期段階で滞っていたことから、改めて自主防災組織の役割等に関する概要説明及び地域住民のマイ・タイムラインの理解促進に向けてのマイ・タイムライン講習会を実施した。

(3)銚田市内在住の防災士を対象とした防災教育(令和5年1月24日)

消防庁「自主防災組織等のリーダー育成支援事業」を活用し、銚田市内在住の防災士が各地域に出向き、地域との協働による「防災」からの「まちづくり」が展開できる人材づくりに向けての研修会を実施する。今後の活動として、研修会に参加した防災士を中心に連携を図り、次年度以降での官民協働による防災訓練の実現に向けて事業展開を図りたい。

2. まるごとまちごとハザードマップの整備

近隣住民等に平常時から防災の意識を高めて頂こうと、「重要水防箇所」「洪水浸水想定区域」内にある要配慮者利用施設、及び公共施設等の周辺にある電柱(東京電力管理)に想定浸水深を表示した標識看板を設置する。

※市内34箇所(うち要配慮者利用施設14箇所)

マイタイムライン講習会



北浦「近隣在住の小学生が通学する学校」で開催。67名参加。

自主防災組織等のリーダー育成支援事業研修会



市内在住の防災士が4班に分かれ、ワークショップを行う。女性防災士含む14名参加。

まるごとまちごとハザードマップ



想定浸水深を表示した標識看板。市内34箇所に設置。

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(②民間協力・合意形成に関する事例)

避難指示の発令に着目したタイムラインの作成／より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

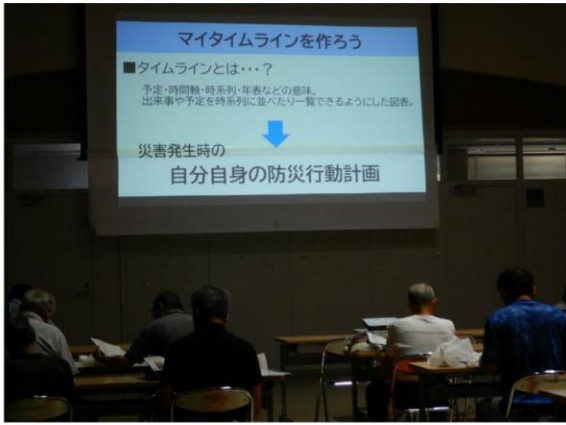
小美玉市

・「マイ・タイムライン」作成講習の実施／水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検

【防災講座の実施】
茨城県・小美玉市避難力強化訓練を開催した洪水ハザード地区を対象とした避難訓練や、市民コミュニティの集会などで防災講座を実施した。
防災講座では、災害で市が被った被害や市内の危険箇所を伝えたほか、マイ・タイムライン作成演習の時間を設けた。作成演習には、県から配布された「我が家のタイムライン」を資料として使用した。

【共同点検の実施】
消防と地元の消防団、地元の行政区長と霞ヶ浦沿岸の増水時の対応についての確認及び危険箇所及び施工箇所の点検を実施した。

マイタイムライン作成講習



茨城県・小美玉市避難力強化訓練で洪水ハザード地区の避難訓練で実施した防災講座。市内の危険箇所や実施中の土砂災害対策を紹介し、その中でマイ・タイムラインを作成する演習も行った。

マイタイムラインを作ろう

あなたが取るべき行動を考えてみましょう！

- ①ハザードマップで周辺の災害リスクを確認しましょう
- ②我が家のタイムラインを利用してタイムラインを作成しましょう

マイ・タイムライン作成演習の資料の一つ。市のハザードマップや「我が家のタイムライン」を参考に作るよう指示した。

共同点検



消防と地元の消防団、地元の行政区長と増水時の対応についての確認と、霞ヶ浦沿岸の危険箇所や高上げ工事の施工場所の点検を行った。

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(③防災啓発及び専門人材に関する事例)

③防災啓発及び専門人材に関する事例

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(③防災啓発及び専門人材に関する事例)

迅速かつ的確な避難のための取組

行方市

- ・避難所開設訓練及び災害時対応による研修の実施

【令和5年度に実施した内容】

暴風雨による土砂災害を想定した避難所開設訓練を7月、8月に市内4避難所において実施し、職員による非常時の円滑な対応と感染症等対策を踏まえた避難所運営について再確認を行った。

また、各地区区長や民生委員の方を対象としてマイタイムライン（避難行動計画）について、茨城県危機管理課から職員を派遣してもらいマイタイムライン作成方法の講話を受けた。

消防団夏季訓練の一環として6月に消防団員による風水害時に使用する土のう作成や東京電力パワーグリッド株式会社による消防活動における電気の安全について、災害等による停電時の注意事項とその対応などについての講演を実施した。

避難所開設に伴う実演

避難所開設訓練
(簡易テント設営)



職員及び参加者による避難所運営の際の備品等の取扱いの確認作業に取り組みました

避難所開設訓練
(マイタイムライン講話等)



区長、民生委員の方に参加してもらいマイタイムラインに関する講話を実施しました

消防団による土嚢作成



作成した土のうは災害時等に使用します

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(③防災啓発及び専門人材に関する事例)

避難指示の発令に着目したタイムラインの作成/防災教育や防災知識の普及

水戸地方気象台

・自治体の防災対応力向上に係る協力

- 【令和7年度に実施した内容】
- ・各市町村防災担当者等の災害対応能力向上を目的とした講習会を実施。
 - ・各種の防災気象情報を適切に理解し、避難情報発令のタイミングなどを検討する「気象防災ワークショップ」を開催
 - ・市町村が行う各種訓練へ参画し、シナリオ作成時の協力、訓練内でのホットライン、訓練後の講演等を実施

災害対応力向上を目的とした講習会



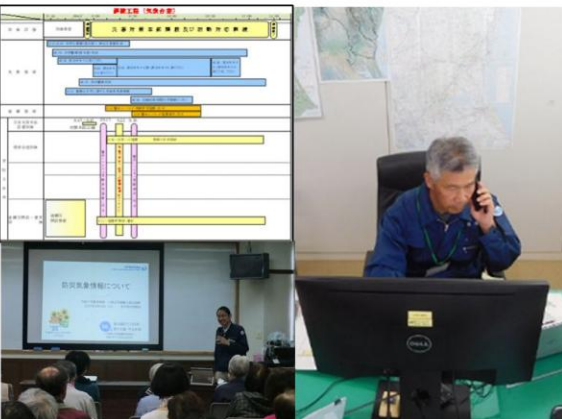
茨城県が実施する「茨城県災害対応勉強会」に参画し、茨城県、茨城県市長会、茨城県町村長会、水戸地方気象台の共催により「災害対応講習会」を実施した。また、水戸地方気象台が主催する防災気象連絡会を実施。その他、市町村が主催する研修会等の機会を通じて防災気象情報、地震情報に関する解説を行った。

気象防災ワークショップを開催



自治体を対象に、対象に時々刻々と変化する防災気象情報を踏まえて講じるべき防災対応の判断を模擬体験する気象防災ワークショップをWeb会議ツールを用いてオンライン開催した。令和5年に発生し、茨城県内に大きな被害をもたらした事例を題材とした水戸地方気象台独自のシナリオも利用して実施した。

市町村が実施する訓練へ参画



市町村が実施する災害対策本部運営訓練や、避難訓練にシナリオ作成段階から参画、訓練内での模擬ホットライン、訓練後の講演等を実施した。

気象台ではこのほかに、自治体が発行する防災訓練や各種イベントへの参加し、講話や出展などを通じて防災気象情報の普及啓発に取り組んでいる

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(④排水対策等の事例)

④排水対策等の事例

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(④排水対策等の事例)

広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

銚田市

・ 地域住民の適切な避難行動を支援するための取組み / 他機関等との連携を強化するための取組み

【令和5年度に実施した内容】

1. 地域住民の適切な避難行動を支援するための取組み

(1) ハザードマップの整備

地域住民が想定すべき洪水災害を把握できるようにするため、最新の浸水想定区域や防災情報に更新をした紙版ハザードマップの改定を行ったほか、通勤・通学、観光や宿泊旅行等で訪れた方々がスマートフォンやタブレット等でも閲覧できるよう、WEB版ハザードマップも整備した。

(2) 洪水浸水想定区域内の行政区長を対象とした個別説明

各行政区で組織化された自主防災組織の活動は初期段階で滞っていたことから、浸水想定区域内の行政区長を対象に個別訪問を行い、改めて自主防災組織の役割等に関する概要説明及び令和5年6月の台風2号による災害の際に、行政区が行った有効な取組み事例の紹介や説明を実施した。

2. 他機関等との連携を強化するための取組み

災害時に関係機関等が所有する特殊車両を用いた支援活動を実現するため、連携体制の確認や書面の取り交わしによる支援内容の明確化を図った。

ハザードマップ作成



特種車両を用いた支援内容の書面取り交し



3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(④排水対策等の事例)

避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備

かすみがうら市

- ・ 内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備（移動式排水ポンプ車の整備及び防災アプリの導入）

【令和6年度に実施した内容】

- ・ 台風や大雨による河川の氾濫などによる浸水被害への対応を強化するため、新たに災害対応用の移動式排水ポンプ車を導入
- ・ 出水期に備え、自主防災組織、防災士、地元消防団、災害協定を交わしている市建設業協会、市職員などを対象とした「移動式排水ポンプ車操作講習会」を実施
- ・ 市民が防災行政無線を補完するため、その放送内容をスマートフォンで受信できる「防災アプリ」を導入

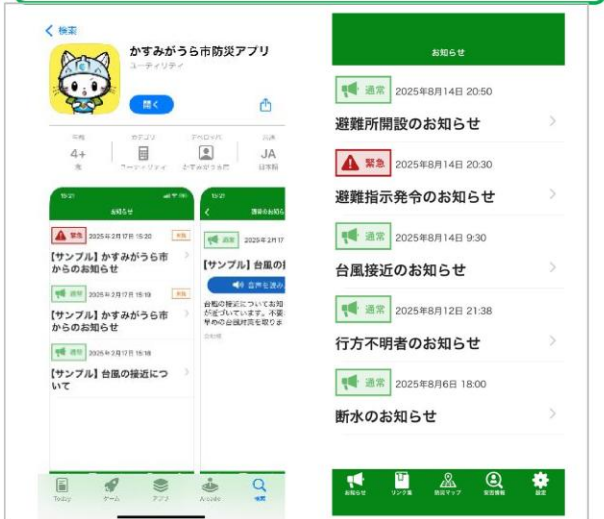
「移動式排水ポンプ車」



「移動式排水ポンプ車操作講習会」



「かすみがうら市防災アプリ」



・ 近年頻発する台風や大雨による河川の氾濫などによる浸水被害への対応を強化するため、新たに災害対応用の移動式排水ポンプ車を導入しました。本設備の導入は県内では6例目、県南地区では取手市に次ぐ2例目となります。

・ 出水期に備え防災士連絡協議会、自主防災組織、消防団、市建設業協会が参加し、機器の基本構造や操作手順の説明に続き、実際にポンプを起動し、ホースを使った排水作業を体験する実践訓練を行いました。

・ 風や雨で聞き取りづらい防災無線放送をアプリで音声でも文字で確認することができます。
 ・ 緊急放送（避難指示等）では**アプリを起動していなくても最大音量で通知**されます。

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(④排水対策等の事例)

避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備

龍ヶ崎市

- ・ 防災行政無線テレホンサービスの周知、水防資機材の購入・訓練実施等

【令和6年度に実施した内容】

- ・ 水防資機材（水のう・止水板）の配備と設置訓練の実施
- ・ 防災行政無線テレホンサービスの市民向け周知用マグネットカード配布

水防資機材の配備と防災行政無線テレホンサービスの周知

水防資機材の配備と設置訓練の実施

防災行政無線テレホンサービスの周知



▲ L字型止水板
「ボックスウォール」



▲ 令和6年8月25日（日）実施
大型水のう「タイガーダム」展張訓練

防災行政無線放送の放送内容を確認できる「放送テレホンサービス」を防災アプリやメール配信サービスを利用できない方に利用してほしいと周知用マグネットを作成しました。

冷蔵庫など目立つところに貼ってお使いください！

防災無線が聞き取れない... 放送内容がわからない...

防災行政無線の放送内容を確認したい、そんなときは

放送テレホンサービス

0800-800-6730 通話無料

上記の電話番号がご利用できない場合 **0297-61-0160**

こちらで配布しています！

- 各コミュニティセンター
- 防災安全課（市役所3F）

※数に限りがあります。ご了承ください。

◀ 広報用チラシの一部

令和5年6月の大雨災害をはじめ、今後は小貝川などの大規模河川のみではなく、市内の中小河川の越水による住宅浸水等のリスクが大いに想定されることから、河川の越水を迅速かつ効果的に防ぐ水防資機材として「水のう」（6本）及び「止水板」（34枚）を配備した。購入後、8月25日に龍ヶ崎消防署・龍ヶ崎市消防団・市役所が連携し、龍ヶ崎市役所駐車場にて浸水被害発生時の水のう設置手順を確認する「水のう設置訓練」を実施した。

携帯電話等を持たない等の理由で、市の「防災アプリ」やメール配信サービスによる放送内容確認が難しい市民の方々にも、遺漏なく市の防災情報をお届けするために、冷蔵庫等への貼り付けが可能となるマグネットシートによる案内を作成した。高齢者に多く読まれる市の広報誌にも配布場所等の案内を記載し、周知を進めた。

3. 霞ヶ浦流域の取組事例一覧(④排水対策等の事例)

■ 対策事例【霞ヶ浦流域治水プロジェクト：潮来市】

『農業用ため池等の事前放流による浸水被害軽減』

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - (1) 内水氾濫対策

農業用ため池等の流域の貯留施設で、大雨が降ることが予想される場合に事前に霞ヶ浦へ排水することによって、貯留施設の水位を下げて流出を抑制させるための容量を確保し、市街地などの浸水被害の軽減に寄与します。

1) 農業用ため池、ゴルフ場内池からの事前放流



農業用ため池 (潮来市：川尾池)

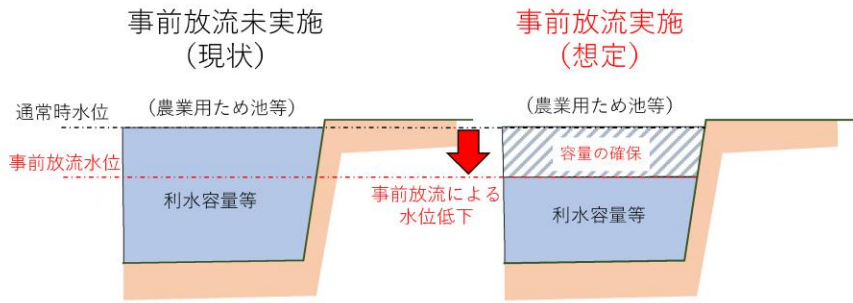
自治体と農業利用者の協力により、農業用として利用されているため池について、降雨が事前に想定される場合について、貯水の一部を事前に放流することで流域からの流出を貯留し、流出の抑制、浸水被害の軽減を図る。



霞ヶ浦周辺のゴルフ場



霞ヶ浦周辺の農業用ため池



茨城県は、国内でも上位のゴルフ場を擁する県であり、霞ヶ浦周辺にも、多くのゴルフ場施設が存在している。これらのゴルフ場に協力頂き、場内の池を有効に運用することで、浸水被害軽減を図る。

2) 農業用ため池等を活用した浸水被害軽減

農業用ため池等の既存の貯水施設を活用した浸水被害軽減を行っていく

4.全国の事例

■ 流域治水の推進に向け、各自治体の課題に対応する全国の先進事例を整理した。

番号	自治体名	流域治水プロジェクトを推進するために障害となっていること、又はどのような支援、協力があれば良いと思うか。	【参考とした事例集の頁及び概要】 ●:【参考資料3】流域治水対策等の主な支援事業集2025、○:【参考資料4】流域治水施策集Ver2.0 水害対策編	頁	
1	土浦市	先進他事例の情報共有	●防災安全交付金 流域貯留浸透事業 (p.5, 23)	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	20
			○雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設・民間): p.15, 17	公共施設や民間施設の敷地を利用した貯留・浸透機能の確保	30
2	稲敷市	市民対象の防災訓練、マイタイムライン講座の講師派遣	●都市防災総合推進事業 (p.10, 44) ※住民の啓発活動や協議会活動への助成を含む	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	21
			○要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練: p.36	要配慮者利用施設における避難の実効性を確保する。	31
3	かすみがうら市	人材派遣	●効果促進事業(防災・安全交付金) (p.10, 42) ※ソフト対策への助成を含む	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの	22
			○要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練: p.36	P4と同上	31
4	神栖市	既存施設の維持管理に予算が圧迫されているため、今後、プロジェクトを推進するに当たり、国からの助成制度があると良い。	●水利施設管理強化事業 (p.3, 7, 15)	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	23
			●水道水源開発等施設整備費国庫補助金(p.11, 49)	浸水想定区域等に位置し、浸水災害により給水停止となる恐れがある基幹となる浄水施設等に対して、浸水災害への対策工事として防水扉等を整備する事業	24
			○ため池の活用: p.18	農業用ため池の貯水機能を活用し、農地や下流域の浸水を防止	31
5	鉾田市	河川下流地域や湖沼付近は地盤が低い地域が多く、地下水位も高い。地下浸透が望めない地域では、上流部での降水により、雨水が排水できないため、ポンプで排水している事態が発生し、ポンプの排水量を超える雨水量で内水氾濫が起こる。大型貯留+運動場などを地盤が低い地域に整備するなど補助率を高くて、推進して頂きたい。	●防災安全交付金 流域貯留浸透事業 (p.5, 23)	P4と同上	20
			○雨水貯留施設(テニスコートの多目的利用): p.15	テニスコート等の多目的利用やグリーンインフラとしての活用	30
6	阿見町	・浚渫や調整池の整備に係る補助メニューの創設及び拡充(計画的に利用できるもの) ・流末となる一級河川が増水し、町内の排水がはけきれないことが町内冠水の原因となっているが、県予算や時間を要することが支障となっている。 ・田んぼダム等民地協力が必要な事業について、成功事例となるまでの過程(どのような方法で地元の理解を得ることができたかなど)の情報提供などが欲しい。	●農業水路等長寿命化・防災減災事業 (p.7, 28)	流域治水対策のために行う農業用排水施設の整備等	25
			○用排水施設・ポンプ(農業水利施設): p.13	農業用排水路や排水機場の整備により、湛水被害を防止・軽減	32
			●下水道浸水被害軽減総合事業 (p.6, 25)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	26
			○排水施設・ポンプ(下水道): p.12	自然排水が困難な地盤の低い地域におけるポンプ排水	32
			●多面的機能支払交付金 (p.4, 19)	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	27
○「田んぼダム」(合意形成): p.19	農家の負担を最小限に、交付金の活用による継続的な支援体制。	33			
7	桜川市	・財政的な支援 ・整備重点箇所抽出・提案	●特定都市河川浸水被害対策推進事業 (p.5, 22) ※特別交付税措置の対象	・特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川で、流域水害対策計画の策定、変更 ・特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の築造、排水施設の整備 等	28
			○水害リスクマップ: p.33	発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と頻度を図示し、多目的に活用	33
8	筑西市	・田んぼダムの取組を推進するため、土地改良区や水利組合に交付する補助金や助成金等の支援を拡充すること。	●農地耕作条件改善事業 (p.4, 18)	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	29
			●多面的機能支払交付金 (p.4, 19)	P11と同上	27
			○「田んぼダム」(財政支援スキーム): p.19	P17と同上	33

防災・安全交付金 流域貯留浸透事業

目的

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進すること

要件(要約)

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方機能をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- ① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。
ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、複数の施設で500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
(ア)三大都市圏の既成市街地(近畿圏にあつては既成都市区域)及び人口密度が4,000人/km²以上の指定都市
(イ)100mm/h安心プランに登録された地域(令和5年度までに登録された地域に限る。)
(ウ)内水被害等軽減対策計画(暫定版)に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域
- ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- ④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設(地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。)を改良する事業で、3,000m³以上(総合治水対策特定河川となる河川)の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000 m³以上の治水容量及び必要に応じて環境容量(治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水质改善効果が認められるものに限る。)を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの
また、当該河川の流域(当該河川の流域面積が7km²以下である流域内の区域)において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m³以上(総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m³以上)の治水容量を確保(ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る)するもの

留意事項

- ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画(一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。)と整合が図られたものとする。なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体と協議して定めることとする。
- ・貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。
- ・貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。
- ・貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。
- ・流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

59

URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html

都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3※3 (R10年度まで1/2)
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1/3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3
		工事 1/2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
 ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
 ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
 ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

○ 地区要件

施行地区

<事業メニュー① ③～⑤>
 ・災害の危険性が高い区域(洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等)を含む市街地
 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 (⑤については市街地に限る)
 ・危険密集市街地を含む市、DID地区

<事業メニュー⑥>
 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4
 ・危険密集市街地を含む市、DID地区 等

<事業メニュー⑦>
 ・危険密集市街地

<事業メニュー⑧>
 ・激甚災害による被災地 等
 ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5

- ※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
- ※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限る
- ※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
- ※6：予算の範囲内での支援



54

URL: <https://www.mlit.go.jp/page/content/001739414.pdf>

防災・安全交付金 効果促進事業

支援概要

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業とし、当該提案事業の事業費も合計した額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とすること。

～流域一体となった総合的な浸水対策の推進～

・災害発生時に機動的な水防活動を実施するための対策の推進
・被災を想定した「共助」及び「自助」対策推進への支援

○防災ステーションの上屋整備



○水防資機材の購入



○水防活動の補助車両(照明車)購入



○浸水ハザードマップの作成



○避難誘導標識の設置



○避難タワーの設置



※ここに示したものは一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能

4.全国の事例(水利施設管理強化事業)

5

URL: <https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-463.pdf> (PR版)

水利施設管理強化事業 <公共>

<対策のポイント>
 農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設管理者への支援を充実し、施設機能の適切な発揮を図ります。

<事業目標>
 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

- 1 **一般型** <国庫補助率：1/2>
 【対象施設】管理強化計画に基づき、土地改良区又は市町村が管理する国営・水資源機構造成施設、附帯県営造成施設等
 【対象経費】① 多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）
 ② 施設の整備補修に要する費用
- 2 **連携保全面型** <国庫補助率：①1/4、②1/2>
 【対象施設】水土里ビジョンに位置付ける国営・水資源機構造成施設、附帯県営造成施設等
 【対象経費】① 施設の維持管理費、② 施設の整備補修に要する費用
- 3 **特別型**（1及び2の対象外の施設） <国庫補助率：1/2>
 ① **流域治水対策**
 【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設
 【対象経費】治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用
 ② **渇水・高温対策**
 【対象施設】渇水・高温対策に取り組む農業水利施設
 【対象経費】渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用
 ③ **特定外来生物対策**
 【対象施設】1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設
 【対象経費】施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用
- 4 **管理水準向上型**（1、2及び3の施設） <国庫補助率：1/2>
 管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援
- 5 **包括的民間委託推進型**（1、2及び3の施設） <国庫補助率：定額>
 包括的民間委託の試行に係る調査及びその実施に要する費用を支援



<事業イメージ>



施設管理者への支援



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

4.全国の事例(水道水源開発等施設整備費国庫補助金)

68

URL: <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001882925.pdf>

水道水源開発等施設整備費補助 (水道施設機能維持整備費)

【補助の概要】

- 水道事業者等に対して、以下の事業に要する費用の一部を補助する。
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備、土砂流出防止壁、防水扉等の整備事業

【主な採択基準】

- 資本単価^(※)が90円/m³(水道事業)、70円/m³(水道用水供給事業)以上であること
- (※)当該事業を行う水道事業等に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1m³当たりの費用の額
 計算式:(減価償却費+支払利息+受水分資本費)÷総有収水量

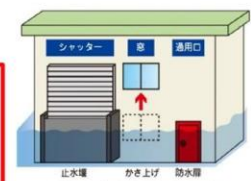
【補助率】

- 1/4, 1/3(補助率は、事業内容により異なる。)

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 (平成30年度～令和2年度)	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 (令和3年度～令和7年度)
<p>停電対策 (自家発電設備の整備等)</p> <p>基幹となる浄水場 (1事業体1施設。以下同じ) のうち、停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設 緊急対策実施箇所数: 139カ所</p>	<p>2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 (1事業体1施設以上。以下同じ) の停電対策実施率</p> <p>現状67.7% (令和元年度) ⇒ 目標77% (令和7年度)</p>
<p>土砂災害対策 (土砂流入防止壁の整備等)</p> <p>基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設 緊急対策実施箇所数: 94カ所</p>	<p>2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率</p> <p>現状42.6% (令和元年度) ⇒ 目標48% (令和7年度)</p>
<p>浸水災害対策 (防水扉の整備等)</p> <p>基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設 緊急対策実施箇所数: 147カ所</p>	<p>2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率</p> <p>現状37.2% (令和元年度) ⇒ 目標59% (令和7年度)</p>



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ

※【参考資料3】流域治水対策等の主な支援事業集2025 P49

23

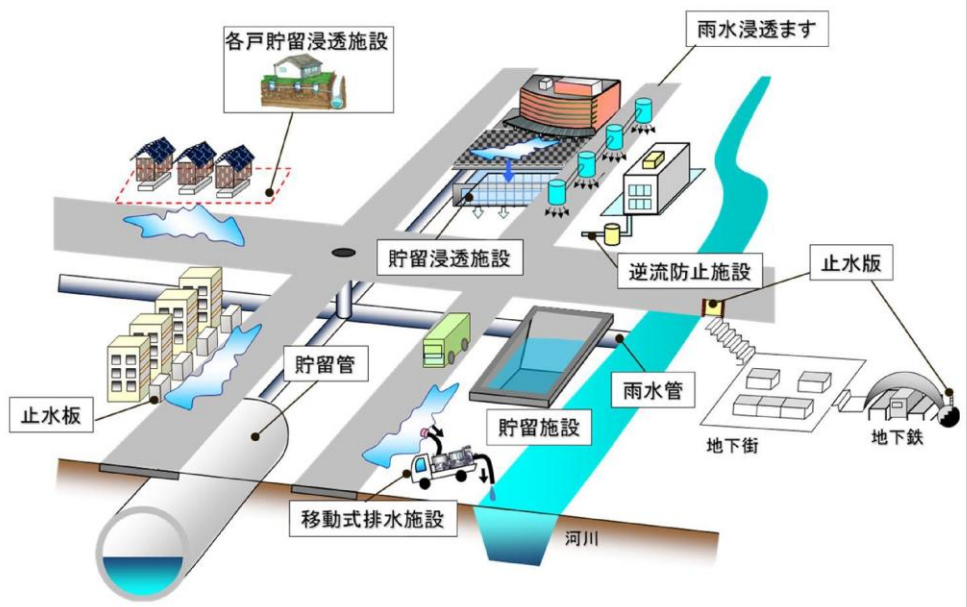
URL: -

下水道浸水被害軽減総合事業

- 浸水被害の最小化を図るため、貯留浸透施設等のハード対策に加え、関係住民等による自助の取組及び効率的に自助の取組を導くためのソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進するための事業制度(令和元年に効率的雨水管理支援事業と統合)

交付対象事業(浸水被害軽減型)

- ① 一定規模以上の下水排除面積を有する貯留浸透・排水施設(ただし、特定都市河川流域については下水排除面積によらない)
- ② 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ③ 移動式排水施設
- ④ 樋門等操作の自動化・無動力化・遠隔化
- ⑤ ポンプ施設の耐水化
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する浄化槽、雨水貯留浸透施設及び附帯の配管
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設



下水道浸水被害軽減総合事業(浸水被害軽減型)のイメージ

※令和6年度より、内水被害等軽減対策計画として認定された地区を下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に追加

4.全国の事例(多面的機能支払交付金)

12

URL: <https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-531.pdf> (PR版)
 : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html (多面的機能支払交付金 (Webサイト))

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円
- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
 - ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

<事業イメージ>

※下線部は拡充内容

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)①	②資源向上支払 (長寿命化)①,2,3	③資源向上支払 (長寿命化)①,2,3	①農地維持支払 (共同)①	②資源向上支払 (長寿命化)①	③資源向上支払 (長寿命化)①,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間に上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円
 交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷軽減活動の強化」の項目を新たに追加)	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼたん)への支援	田 400	320

(円/10a)

項目	交付単価	項目	交付単価	
環境負荷軽減の取組への支援	長期中干し	800	組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと
	冬期湛水	4,000		
	夏期湛水	8,000	※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班	
	中干し延期	3,000		
	江の設置等	作溝実施		4,000
		作溝未実施		3,000

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

19

URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業制度の概要等

特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域における浸水被害の防止のための河川の整備、雨水貯留浸透施設整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することにより、早期に治水安全度の向上を図るものである。

- ・特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、以下のいずれかの要件に該当するもの。
 - (1) 令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものであること。
 - (2) 特定都市河川に指定済みの河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。
- ・特定都市河川流域において、関係者合意形成を図り、具体的な流域対策を実施するための次の(1)又は(1)及び(2)に該当する調査及び検討等であって流域水害対策計画策定後5年以内に関係者との協議が完了すると見込まれるもの。
 - (1) 雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域の指定、貯留機能保全区域の指定等の流域対策の具体化に向けて、河川管理者又は地方公共団体が実施する調査及び検討
 - (2) (1)で検討される流域対策と一体となって、その効果を一層高めるために必要な、避難計画の策定、浸水センサ・水位計の設置等の被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

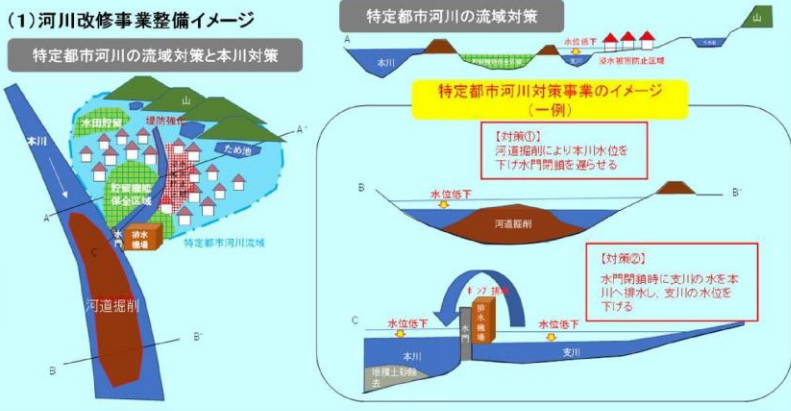
- ・流域水害対策計画で定められた次の(1)から(5)のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。
 - (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川において実施する河川改修事業
 - (2) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。
 イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
 ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

- (3) 地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業
- (4) 地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内の早期排水を目的として排水施設を整備する事業

なお、排水施設については、原則、固定式排水施設とし、移動式排水施設の方が経済的であることが見込まれる場合は、移動式排水施設の整備ができるものとする。

- (5) 宅地かさ上げ等もしくは家屋移転する事業



22

4.全国の事例(農地耕作条件改善事業)

11

URL: <https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-528.pdf> (PR版)
 : <https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-474.pdf> (「田んぼダム」の取組の推進)

農地耕作条件改善事業

<対策のポイント>
 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>
 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率(約8割以上[令和7年度まで])

- <事業の内容>**
- 地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します(1～6は組み合わせることが可)。
- 1. 農地集積促進**
 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
 - 2. 高収益作物転換**
 高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
 - 3. スマート農業導入**
 スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
 - 4. 病害虫対策**
 農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
 - 5. 水田貯留機能向上**
 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
 - 6. 土地利用調整**
 多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
 (事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能)

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

4.全国の事例(要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練、ため池の活用)

流域治水施策集

3 被害の軽減・早期復旧等 避難の確保(平時)

実施主体

市町村・施設管理者

#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

技術的支援

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

施策の内容

概要

・水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例) **避難訓練の様子(けいわ苑提供)**

避難訓練の様子(けいわ苑提供)


避難時の状況(喜多市提供)

施策の効果

・令和4年8月の大雨において、福島県喜多市方の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。

施策推進のポイント

・令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



要配慮者利用施設の避難確保計画のイメージ

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

流域治水施策集

1 氾濫を防ぐ・減らす 農地等の浸水の防止

実施主体

市町村・都道府県 農業者

#11 ため池の活用

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

農村地域防災減災事業
農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援)

水利施設管理強化事業(流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に要する費用(人件費、ICT機器の設置・運用等)を支援)

技術的支援

- ため池の洪水調節機能強化対策の手引き(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)


施策の内容

概要

【ソフト対策】


降雨前の事前放流による低水位管理
降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

期別の低水位管理
非かんがいは常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定し空き容量を確保します。



【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐きスリット(切り欠き)の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

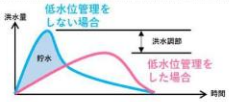


▲スリットの設置状況

▲洪水吐きのイメージ

施策の効果


・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。



施策推進のポイント

期別の低水位管理の取組事例(佐賀県武雄市)

- 令和元年佐賀豪雨による浸水被害を受け、県、関係市町、ため池管理者によるため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を実施しました。
- 令和3年度より、営農に支障が出ないよう、代播き後の7月から11月までの間、低水位管理を行い、総貯水量の約4分の1を空き容量として確保しています。
- 大雨後、下流域の状況を踏まえながら速やかに放流量を調節するための緊急放流ゲートを整備中です。
- また、ため池の貯水状況をリアルタイムで確認できるカメラや水位計を設置予定です。



▲低水位管理の様子

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 防災課 防災・減災対策室
TEL 03-6744-2210

4.全国の事例(排水施設・ポンプ(下水道)、用排水施設・ポンプ(農業水利施設))

流域治水施策集

実施主体
下水道管理者

1 氾濫を防ぐ・減らす 内水の排除

#5 排水施設・ポンプ(下水道)

目的

内水の排除(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業等

技術的支援

- 雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)(令和3年11月)
- 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)(令和3年11月)
- 下水道施設計画・設計指針と解説(2019年版 日本下水道協会)

施策の内容

概要

・雨水ポンプ場は、排水区域内の雨水を自然に排水することができない地盤の低い地域において、管きよで流下させた雨水を、ポンプで揚水して公共用水域に放流するために設けます。



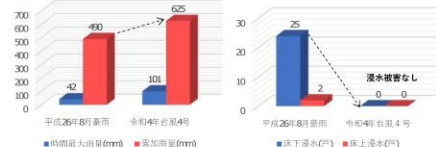
雨水ポンプ場



雨水ポンプ

施策の効果(事例)

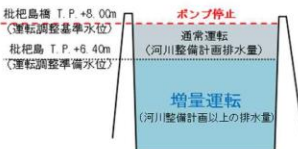
- 高知県中土佐町久礼地区では、平成26年8月豪雨(時間最大42mm/h)により床下浸水25戸、床上浸水2戸が発生しました。
- 5年確率78.8mm/hの計画降雨に対応するため、久礼排水ポンプ場に、排水ポンプ1台を増設しました。(令和元年度完成)
- 令和4年台風4号に伴う豪雨(時間最大101mm/h)で効果を発揮し、久礼地区での浸水被害はありませんでした。



施策推進のポイント

放流先の河川管理者等との連携が重要です。

- 名古屋市では、浸水被害の早期軽減のため、河川水位に応じて排水量を変更する「2段階運転調整」を実施することで、既存の河道能力を最大限活用し、整備計画排水量以上のポンプ増強を実施しました。
- 河川低水位時は整備計画以上の排水を行い、枇杷島水位観測所の水位が運転調整の準備水位(T.P.+6.40m)に達した時点で整備計画排水量まで排水量を抑制。更に水位が上昇し、運転調整の基準水位に達した場合にポンプ排水を停止します。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

流域治水施策集

実施主体
国・都道府県・農業水利施設管理者等

1 氾濫を防ぐ・減らす 内水の排除

#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)

目的

内水の排除(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)
※農業水利施設は設置者と管理者が異なる場合があります。

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

国営かんがい排水事業
水利施設等保全高度化事業
国営総合農地防災事業
農村地域防災減災事業等

技術的支援

- 土地改良事業計画設計基準等(国営土地改良事業の実施に当たり、農業用の用排水路や排水機場等の設計・施工に際しての基準を定めており、補助事業等についてもこの基準等を参考に準用できる)

施策の内容

概要

・農業用の用排水路や排水機場、排水樋門等を整備することにより、農地のみならず市街地や集落の湛水防止又は軽減が図られます。

用排水路や排水機場、排水樋門等の整備

・老朽施設の改修やポンプの増設等により、農業水利施設の機能回復や能力増強が図られ、湛水被害の防止又は軽減します。



排水能力 Q=16.0m³/s



排水能力 Q=45.0m³/s

農業用の水路網(クリーク)の整備

・クリークの護岸整備や堆積土砂の撤去により、クリークの一時的貯留機能を強化するとともに、大雨の前に事前放流することで湛水被害を防止又は軽減します。



クリークの貯留イメージ

施策推進のポイント

農地や農業用施設の湛水被害を防止(埼玉県比企郡吉見町)

- 降雨形態の変化や都市化の進行に伴う洪水量の増加から、豪雨の際、農作物や農地等の湛水被害が増加しています。
- 排水機場及び排水路の改修により地区内の排水能力が向上し、豪雨時の湛水被害の発生を防止することができます。
- 事業完了後は、農作物や農地・農業用施設の被害がゼロになります。



施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課 : 国営かんがい排水事業 TEL 03-6744-2206
: 水利施設等保全高度化事業 TEL 03-3502-6246
防災課 : 国営総合農地防災事業 TEL 03-3502-6430
: 農村地域防災減災事業 TEL 03-6744-2210

4.全国の事例(「田んぼダム」(合意形成、財政支援スキーム)、水害リスクマップ)

流域治水施策集 実施主体 農業者

1 氾濫を防ぐ・減らす 農地等の浸水の防止

#2 「田んぼダム」

目的
農地等の浸水の防止

関係法令・計画等
土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支援
予算・税制
農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金 等

技術的支援
・「田んぼダム」の手引き
(令和4年4月 農林水産省農村振興局整備部)

農水省ウェブサイトに掲載

施策の内容

概要

- ・「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- ・水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴のついた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】 **【「田んぼダム」を未実施】**

施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- ・取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具(機能一体型)を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げて「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいます。
- ・そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具(機能分離型)を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量を抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのこと。
- ・「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
- ・「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。

見附市の「田んぼダム」支援スキーム

施策に関する問合せ
農林水産省 農村振興局 農地資源課 TEL 03-3502-6277

施策コラム③

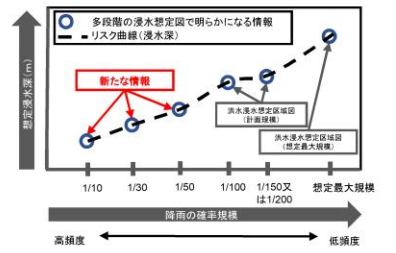
水害リスクマップ

浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図(想定最大規模の降雨を対象)」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」の作成・公表を進めています。



多段階の浸水想定図

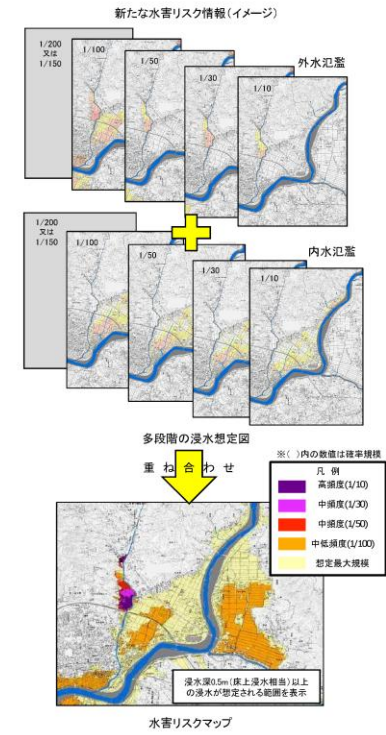
水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10(高頻度)、1/30(中高頻度)、1/50(中頻度)、1/100(中低頻度)の4ケース、計画規模である1/150や1/200(低頻度)を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと(浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上)に作成することとしています。

今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

問い合わせ
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
TEL 03-5253-8460



※参考: 震ヶ浦水害リスクマップ(https://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/kasumi_index080.html)